

職 審 一 4 7

令和元年7月1日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各行政執行法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）の運用について（昭和31年8月23日職職—599）」の一部を下記のとおり改正したので、令和元年7月1日以降は、これによってください。

記

別紙第1から別紙第3まで中「（日本工業規格A列4）」を削る。

以 上